

各位

| | |
|---------|-----------------------|
| 会社名 | 株式会社 植木組 |
| 代表者 | 代表取締役社長 植木 義明 |
| 問合せ先責任者 | 取締役常務執行役員管理統括部長 水島 和憲 |

65歳定年制導入について

当社は、2020年4月1日から、これまでの定年年齢を60歳から65歳に引き上げ、65歳定年制を導入します。

少子高齢化に伴い労働人口が減少する我が国は、働き方改革の中でも高齢者の就労促進・活用は重点課題の一つに挙げられています。

当社としても、これまで2013年の改正高齢者雇用安定法施行後は、希望者全員を有期雇用契約により65歳まで雇用してきましたが、豊富な経験と高いスキルを持つ高齢者の活用をさらに進めるため、正社員の身分のまま65歳まで安心して活躍できる場を提供します。

60歳以降の処遇については、新たに「シニア社員」として位置付け、これまでの資格等級をそのまま引き継ぐとともに、成果に応じた処遇を行う制度を適用します。一方、既存社員については、上位職の昇給見直しや役割に応じた処遇の強化など、よりメリハリのある賃金体系に変更します。また、将来の人材育成のため、役職定年はそのままとし若手の抜擢を積極的に進めるとともに、若年層の処遇水準引き上げも併せて実施します。

今回の改定により、全ての社員が生き生きと安心して働ける環境を整えることで、社員ひとりひとりが持てる能力を最大限に発揮できる企業を目指してまいります。

制度の概要

1. 概要

定年年齢を65歳とします（現在は60歳）

2. 制度適用日

2020年4月1日

3. 適用対象

- ・2020年3月末定年退職者から本制度を適用
- ・2020年3月末時点の61歳以上65歳未満の嘱託再雇用者については、シニア社員の処遇内容で再任用する。

以上

<お問い合わせ窓口>

本社 総務人事部 TEL. 0257-23-0657 FAX. 0257-20-1010